

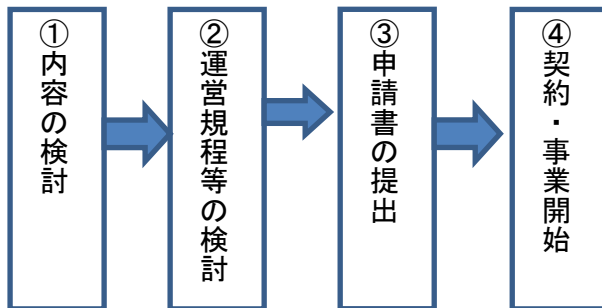
## ～佐野市介護予防・日常生活支援総合事業生活支援

### (通所型サービスB) について～

「通いの場(通所型サービスB)」とは、町会の会所等を利用して、概ね65歳以上の方を対象とした、気軽に立ち寄れる通いの場として、町会等の住民主体の団体により運営するものです。

通いの場では、ふれあいサロンと同じように、健康づくり体操、カラオケや踊り、グラウンドゴルフ、輪投げ、交通安全の講習会やお茶飲み等、皆様で考えながら、様々な行事を実施していきます。

#### (1) 開始までの流れ



- ①高齢者の閉じこもり予防のための居場所づくりを団体単位で実施する。通いの場として開設するための内容を検討します。(週1回以上の定期的な開催)
  - 体操
  - レクリエーション
  - その他 ( )
- ②運営のための決まりごとを検討します。
  - ・実施日時、開催場所、担当者等を決めます。
  - ・利用料等を決めます。
- ③[介護予防・日常生活支援総合事業(通所型サービスB)実施申請書]を市いきいき高齢課に提出
- ④市いきいき高齢課と団体で契約を行い、通いの場(通所B)の開始となります。

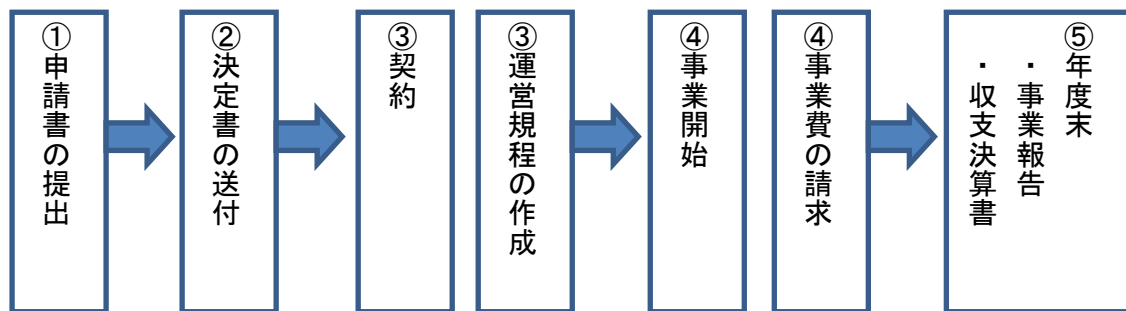
#### (2) 利用対象者

要支援1・2及び総合事業対象者・・・担当の地域包括支援センターより、通所型サービスBが必要とされた方。

町内で通所型サービスBの利用が必要と思われる方。

参加希望者。

### (3) 契約の流れ



#### ① 請書の記入[介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービスB）実施申請書]

代表者が申請書に記入・押印し、市いきいき高齢課へ提出

#### ② 決定通知の送付[介護予防・日常生活支援総合事業（サービスB）実施団体決定通知書]

市いきいき高齢課より、決定通知書を送付

#### ③ 契約締結[契約書][運営規程]

業務委託の契約をする。契約書2部に代表者の記名・押印

団体1部、市1部保管

同時に運営規程の作成

#### ④ 事業費の請求[請求書]

請求書を提出していただき、指定口座へ振り込み

**※契約者と振り込む口座の名義が異なる場合は、委任状が必要**

#### ⑤ 契約年度の年度末に事業報告を市いきいき高齢課へ提出

[事業実績報告書] [収支決算書]

### (4) 利用料金等

利用者からの利用料の徴収及びその活用方法については、団体で検討する。

### (5) 保険について

・ 支援実施時に事故等がおこる可能性も考えられるため、保険の加入については、団体で検討。

(例1) 個人で加入している保険で対応。

(例2) 団体単位でボランティア保険等に参加。

(例3) 団体単位ですでに参加している保険で対応できる。

## (6) 市の支援方法

団体との業務委託契約により

立ち上げ支援として（初年度のみ） 20,000 円

活動費として（年額） 80,000 円

※ふれあいサロンから移行する場合は、すでに委託契約が成されているため、今年度は該当しません。来年度からの契約となります。

またその場合は、立ち上げ支援分の 20,000 円は支払われません。

## (7) 必要な物品等の準備について

通いの場を開設するうえで、必要となる物品等は、団体でご用意ください。

- ・参加者用の椅子・机
- ・CDプレーヤー
- ・その他 実施にあたり、必要な物品等

## (8) 生活支援コーディネーターについて

佐野社会福祉協議会の生活支援コーディネーターが活動を支援します。  
生活支援コーディネーターに相談ください。

問い合わせ先

佐野市いきいき高齢課地域支援事業係

TEL 0283-20-3021 FAX 0283-21-3254

